

国立大学法人の中期目標及び中期計画の素案についての意見等

令和 3 年 1 2 月 1 日

国立大学法人評価委員会

次世代を牽引する有為な人材を育成し、研究を通じた新たな知の創出によって、様々な社会課題の解決に寄与してきた国立大学に対する社会の期待は、ポスト・コロナを見据えた大きな時代の転換点にある今、これまで以上に高まっている。

国立大学法人の中期目標及び中期計画は、6年間に於いて各法人が目指す方向性を社会に対して指し示すものであり、当ワーキンググループにおいては、このような状況を踏まえつつ、令和4年度から始まる第4期中期目標期間における各法人の中期目標及び中期計画の素案について審議を行ったところであり、その結果を以下のとおり取りまとめる。

1. 全体所見

第4期中期目標及び中期計画の素案は、国が総体としての国立大学法人に求める役割や機能に関する基本的事項として示した国立大学法人中期目標大綱から、各法人がその強みや特色に応じて自らのミッションとする項目を選択して中期目標に位置付けるとともに、これらを達成するための方策を中期計画として定める形で作成された。

また、第204回国会における国立大学法人法の改正により、中期計画の達成状況を可視化し、適正な業務運営を担保する観点から、教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置及び業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置の実施状況に関する指標（以下「評価指標」という。）を、中期計画に記載することとなった。

上記のような作成プロセスの変更等がある中で、第4期中期目標及び中期計画の素案には、全体として各法人の個性が色濃く表れ、それぞれが目指す機能強化の方向性が示されていることが確かに伺えた。各法人には、その特色に応じて自律的な経営体として発展を続けながら、持てる可能性を最大限に発揮し、社会変革を先導していくことを期待したい。

一方で、中期目標及び中期計画の達成状況に係る評価を通じ、国立大学法人の継続的な質的向上の実現を図る観点からは、2. に示すとおり、引き続き検討を要すると考えられる記載も散見されたことから、その点については、各法人に対して再度改善に向けた検討を求めたい。

2. 今後に向けて

(1) 中期目標及び中期計画の素案の記述について

各法人の中期目標及び中期計画の素案については、「国立大学法人の中期目標・中期計画の素案の審議方針・体制について」（令和3年6月30日国立大学法人評価委員会。以下「審議方針・体制について」という。）に示す考え方を基本として、確認・審議を行った。その結果、中期目標として示すこと又は中期計画として認可することが適当ではないと考えられる記述は認められなかった。

一方で、「審議方針・体制について」における「目標を具体的に実現するための手段が明示されているか」及び「目標の実現や手段の遂行について、達成状況を検証することができる指標が設定されているか」との観点に照らすと、中期計画の素案における本文及び評価指標の中には、これらの観点を十分に満たしているとは言い難いものが見られた[※]。このようなものについては、「審議方針・体制について」を踏まえてより適切な記載とすべく、該当する法人において、その修正を検討すべきである。

※ 例えば、中期計画の素案の本文において目標を具体的に実現するための手段が十分に明示されているとは言い難いものや、評価指標において達成水準が抽象的な語句で表現され、中期計画の達成状況を十分に検証することができるとは言い難いものがあった。

【例】・「〇〇課程における教育を充実する」（計画本文）

- ・「～教育研究を高度化する好循環システムを構築する」（計画本文） * 中期目標大綱の各項目の記述とほぼ同一の文言のもの
- ・「〇〇の推進」「〇〇の促進」「〇〇の整備状況」（評価指標）

このほか、「国立大学法人の第4期中期目標期間における業務の実績の評価に向けて」（令和3年6月30日国立大学法人評価委員会）にも示したとおり、達成した場合に特に高い評価を行う「意欲的な評価指標」を、国立大学法人評価委員会として今後指定する予定であること等に鑑み、評価指標の設定に当たっては、以下の点に留意することが必要であり、全ての法人において、評価指標の記載を今一度確認・点検し、必要に応じ改善を検討することが望ましい。

- ・実現可能性のみを考慮することなく、意欲的・挑戦的な達成水準の設定を検討すること。なお、「〇〇の実施」や「〇〇の創設」といった、何らかの取組・活動を行うこと自体を達成水準とし、その成否のみで判断される評価指標については、達成されたことをもって高い評価を付すことは基本的に想定していない。
- ・取組自体の実施状況に留まらずそれによる成果を確認することが重要であることから、アウトカムに着目した評価指標が設定できないか検討すること。
- ・丁寧な説明が、その意図に反して冗長な印象を与える記載も一部に見られたことから、このような記載は可能な限り簡略化を図ること。

(2) 自己点検・評価等について

高度な公共性を有する国立大学法人は、国民や社会に対する説明責任を自ら十分に果たし、その理解と信頼を獲得していくことが必要である。このため、自己点検・評価等において、今回設定した評価指標も活用しつつ進捗状況の確認や振り返りを行うことで、教育研究等の質的向上を図るとともに、その結果等の積極的な情報発信や、ステークホルダーとの双方向の対話と法人経営への活用等に取り組むことが期待される。各法人においては、これらの取組を中期目標及び中期計画に適切に位置付け、着実に実施することが求められる。